質問にお答えします

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

問　企業に70歳まで働けるよう努力義務を課す改正高年齢者雇用安定法が今年4月に施行されました。

65歳を超えても働く意欲を持つ人は多く、当社でも検討を始めなければと思っているところです。

そんな折、高年齢者が安心して安全健康に働ける職場環境を実現するためのガイドラインが出ていると聞きましたが、どのようなものですか。

答　昨年3月に厚生労働省が策定したもので「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）と呼ばれており、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる事項を取りまとめられたものです。

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

ガイドラインのポイントは以下の通りです。

▽事業者に求められる具体的な取組

(1)安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定するとともに、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施

(2)職場環境の改善

〈ハード面の対策〉

照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入など

〈ソフト面の対策〉

勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

(3)高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握

(4)高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチングするとともに、集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む

(5)安全衛生教育

十分な時間をかけ、写真や図、映像等文字以外の情報も活用した教育を実施するとともに、再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する高年齢労働者には、特に丁寧な教育訓練を実施

▽労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

〈具体的な取組〉

○健康診断等による健康や体力の状況の客観的な把握と維持管理

○日常的な運動、食習慣の改善等による体力の維持と生活習慣の改善

▽国・関係団体等による支援の活用

事業者は労働災害防止対策に取り組むに当たり、国、関係団体等による支援策を効果的に活用することが望ましい。

○個別事業場に対するコンサルティング等の活用

○エイジフレンドリー補助金等の支援策の活用

なお、請負の形式により業務を行う者についても本ガイドラインを参考にすることが期待されています。

（オノ労働衛生コンサルタント事務所所長　尾野吉則）

イラスト・木村武司